

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、対象児童1人当たり5万円の特別給付金を支給します。
詳しくは、本子ども支援課(回②2415)へ。

支給対象児童

18歳未満の児童(18歳に達してから最初の3月31日までにある児童も対象)
※障害児は20歳未満



支給対象者

申請が不要な人
△令和5年3月分の児童扶養手当を受給した人
△令和4年度の本給付金を受給した人で、次の①～③に該当する人

①児童手当または特別児童手当の受給者で、令和4年度の住民税均等割が非課税の人
②対象児童を養育する人で、令和4年度の住民税均等割が非課税の人
③家計が急変した人

△公的年金(遺族年金や障害年金など)の受給により、児童扶養手当を受給していない人

支給と申請について

申請が不要な人

5月下旬までに給付金を指定口座に振り込みます。
※該当する世帯には、事前に通知します

申請が必要な人

6月1日(木)以降、隨時申請を受け付けます。申請方法などは、子ども支援課に問い合わせてください。
申請期限 令和6年2月29日(木)(消印有効)



認知症サポーター養成講座 「認知症になつても安心して暮らせる地域へ」

全国的に高齢化が進む中、本市の令和5年3月末の高齢化率は、35・9%と年々高くなつていて、認知症の人も増えています。
認知症になると、今までどおりの生活が困難になる不安な人がいるかもしれません。しかし、家族や近所など周囲の人が認知症を理解することで、認知症になつても住み慣れた地域で安心して暮らしていく人が増えていきます。
市は、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」の養成講座を開催します。

とき 6月27日(火)午後1時30分～3時(受け付けは午後1時から)
ところ 市民会館小ホール
その他 講座受講者には認知症サポーターの証として認知症サポーターカードを渡します
※生涯学習課の出前講座でも、認知症サポーター養成講座を受講することができ
ます。おおむね10人以上の団体で申し込みが可能です。
希望する人は高齢者安心課に連絡してください。

詳しくは、本高齢者安心課(回②2179)へ。

内容 RUN伴ぐんま実行委員会による、落語や寸劇を交えた認知症に関する講座※RUN伴ぐんま実行委員会は、認知症になつても安心して暮らせる町を地域の人々と一緒につくりたいという思いから結成された団体です。たすきりレロジエクトなどを通して認知症の啓発を行っています
対象 市内在住・在勤の人定員 200人(先着順)
申込方法 電話で高齢者安心課(中央地域包括支援センター)へ

